

マージン比率について

改正派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律平成24年法律第27号）の施行により派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣元から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン比率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

なお、本法令に基づき算出されたマージンには、以下の費用が含まれております。

- ① 派遣元事業主として会社負担する健康保険、厚生年金、雇用保険、労働保険の費用となる保険料
- ② スタッフに対する登録受付・就業先紹介・就業中フォロー・契約更新等の事業運営に関わる費用
- ③ 社員人件費・オフィス賃借料・通信費・営業活動費・事業許可手続き費用等の事業運営に関わる費用
- ④ 福利厚生および研修等に関わる費用
- ⑤ 募集・採用のための求人広告掲載費用
- ⑥ 労働者派遣料金から労働者の賃金及び、上記（①～⑤）項目を除いた営業利益

当社は本法令に基づき、希望される方の請求に基づいて情報提供を行っております。
情報提供ご希望の方は、haken@peerless.co.jpまで下記内容を明記の上、お問い合わせ下さい。

- 会社名
- お名前
- ご住所
- 電話番号（任意）
- メールアドレス
- お問い合わせ内容

